

コロナ感染の疑いなどによる医療機関の受診について

- かかりつけ医がある場合は、まず、そちらでの受診を検討してください。
- そのほか、県では、発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症等への感染が疑われる方の診療・検査を行う医療機関をウェブサイトに掲載しています。
- 高齢者（65歳以上）や基礎疾患がある方、子ども（特に未就学児）、妊娠中の方は、医療機関を受診してください。
- 受診する医療機関がわからない方は、総合案内窓口にご相談ください。



※症状がある方が医療機関を受診する場合は、必ず事前に電話をしてから受診してください。
（受診の際は、「お薬手帳」を持参してください。）

- 症状はあるものの、若年者、軽症の方などは、「秋田県検査キット配付・陽性者登録センター※」をご利用いただくなど、セルフチェックをお願いします。

※詳細は次ページをご覧ください。症状が重い場合は、速やかに診療・検査医療機関を受診してください。

相談先に迷ったら
24時間受付

総合案内窓口

8時～17時

☎018-895-9176

17時～翌8時

☎018-866-7050

※質問の内容に応じて案内し、症状によっては、医師または看護師が対応します。

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

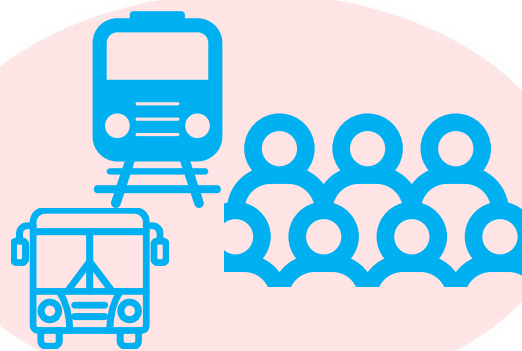
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります